

防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第11条の3第5項及び第6項並びに第12条第8項の規定に基づき、特殊作戦隊員の範囲等に関する訓令を次のように定める。

平成16年3月29日

防衛庁長官 石破 茂

改正 平成16年10月28日陸上自衛隊訓令第77号
平成18年 3月31日防衛庁訓令第63号
平成18年 7月28日同 第83号
平成19年 1月 5日同 第1号
平成20年 3月31日防衛省訓令第27号
平成22年 4月 1日防衛省訓令第15号
平成22年11月30日防衛省訓令第43号
平成23年 4月 1日防衛省訓令第16号
平成26年 5月30日防衛省訓令第35号
平成27年 4月10日防衛省訓令第20号
平成29年 3月31日防衛省訓令第28号
平成30年 3月26日防衛省訓令第15号
平成30年 3月30日防衛省訓令第26号
令和 4年 3月31日陸上自衛隊訓令第16号

陸上自衛隊の隊員の特殊作戦隊員手当に関する訓令

（趣旨）

第1条 この訓令は、陸上自衛隊の隊員の特殊作戦隊員手当に関し必要な事項を定めるものとする。

（令4陸訓16・追加）

（特殊作戦隊員の範囲等）

第2条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下「令」という。）第11条の3第5項第1号に掲げる特殊作戦隊員として防衛大臣の定める自衛官は、次に掲げる者とする。ただし、第2号、第4号又は第5号に掲げる者については、陸上幕僚長の定めるところにより、特殊作戦業務に関する技能の評価を実施し、その結果が防衛大臣の承認を得て定める基準に達しない場合には、当該基準に達しないこととなった日の属する月の翌月から当該基準に達することとなった日の属する月までの間において、この限りでない。

- (1) 空挺従事者の取扱に関する訓令（昭和30年陸上自衛隊訓令第39号）第4条に規定する空挺基本訓練課程（以下この条において「空挺基本訓練課程」という。）及び別に指定する特殊作戦業務の課程（以下この条において「特殊作戦課程」という。）を修了し、かつ、陸上自衛隊の特殊作戦群に所属する陸上自衛官（特定の技能を必要とする職務に従事するものとして別に指定する者に限る。）
- (2) 別に指定する水陸両用の課程（第4号及び第5号において「水陸両用課程」という。）及び別に指定する洋上潜入の課程を修了し、かつ、陸上自衛隊の水陸機動団に所属する陸上自衛官（これらの訓練課程を修了した隊員のみで編成される小隊若しくは班又は水陸機動教育隊に所属する隊員のうち別に指定する者に限る。）
- (3) 空挺基本訓練課程を修了し、かつ、陸上自衛隊の特殊作戦群に所属する陸上自衛官のうち別に指定する者（第1号に規定する者を除く。）
- (4) 水陸両用課程を修了し、かつ、陸上自衛隊の水陸機動団に所属する陸上自衛官のうち別に指定する者

- (5) 別に指定する洋上活動の課程又は水陸両用課程を修了し、かつ、陸上自衛隊の水陸機動団に所属する陸上自衛官のうち別に指定する者
- 2 令第11条の3第5項第2号に掲げる特殊作戦隊員として防衛大臣の定める陸上自衛官は、空挺基本訓練課程を修了し、かつ、特殊作戦課程において、特殊作戦業務に関する技能を修得中の陸上自衛官とする。
- 3 令第12条第5項括弧書の防衛大臣が定める特殊作戦隊員は、第1項第2号から第5号までに掲げる陸上自衛官とし、当該特殊作戦隊員の属している階級における最低の号俸の額（次条各号に掲げる階級である場合には、当該各号に定める割合を乗じて得た額）に乗じる割合は、次の各号に掲げる特殊作戦隊員の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。
- (1) 第1項第2号に掲げる特殊作戦隊員 100分の33
 - (2) 第1項第3号に掲げる特殊作戦隊員 100分の30.25
 - (3) 第1項第4号に掲げる特殊作戦隊員 100分の12.375
 - (4) 第1項第5号に掲げる特殊作戦隊員 100分の6.875
- 4 陸上幕僚長は、第1項ただし書に規定する特殊作戦業務に関する技能の評価の実施結果について、四半期ごとにとりまとめ、当該四半期の終了後1月以内に防衛大臣に報告しなければならない。

(平19庁訓1・平20省訓27・平27省訓20・平29省訓28・平30省訓15・平30省訓26・令4陸訓16・一部改正)

(防衛大臣が定める割合)

第3条 令第12条第5項の防衛大臣が定める割合は、次の各号に掲げる階級の区分に応じて当該各号に定める割合とする。

- (1) 陸将補(二) 100分の84.5
- (2) 1等陸佐(一) 100分の84.9
- (3) 1等陸佐(二) 100分の85.9
- (4) 1等陸佐(三) 100分の86.4
- (5) 2等陸佐 100分の91.6
- (6) 3等陸佐 100分の94.2

(平18庁訓63・追加・平19庁訓1・令4陸訓16・一部改正)

(特殊作戦隊員の範囲に係る俸給月額及び特定の場合の特殊作戦隊員手当の計算の基準額)

第4条 令第11条の3第6項第1号の防衛大臣の定める額は、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号。以下「法」という。)別表第2の陸将、海将及び空将の欄に掲げる4号俸による俸給月額とする。

- 2 令第12条第8項の防衛大臣の定める額は、法別表第2の陸将、海将及び空将の欄に掲げる2号俸(法第6条第2項の規定の適用を受ける自衛官にあっては、4号俸)による俸給月額とする。

(平16庁訓77・一部改正、平18庁訓63・旧第2条から繰下・平18庁訓83・平19庁訓1・平20省訓27・平26省訓35・令4陸訓16・一部改正)

附 則

この訓令は、平成16年3月29日から施行する。

附 則 (平成16年10月28日庁訓第77号)

この訓令は、平成16年10月28日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日庁訓第63号) (抄)

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月28日庁訓第83号) (抄)

- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則 (平成19年1月5日庁訓第1号) (抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日省訓第27号) (抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

2～6 略

附 則 (平成22年4月1日省訓第15号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年11月30日省訓第43号)

この訓令は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日省訓第16号) (抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月30日省訓第35号) (抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成26年5月30日) から施行する。

2・3 (略)

附 則 (平成27年4月10日省訓第20号)

- 1 この訓令は、平成27年4月10日から施行する。

- 2 この訓令による改正後の防衛省職員給与施行細則目次、第1条、第1条の3、第19条、第27条の9、附則第2項、別表第1、別表第1の2及び別表第6の規定、俸給の特別調整額に関する訓令別表ロの表防衛大学校の項 (「統率・戦史教育室長」を「統率・戦史教育室長 国防論教育室長」に改める部分に限る。)

、別表リの表その他の防衛大臣直轄部隊の項並びに別表ルの表航空総隊の項及び同表航空支援集団の項の規定、事務官等の級別定数の管理運用に関する訓令別表第1から別表第5まで及び別表第7から別表第65までの規定、防衛省職員定員規則第1項の規定、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令別表第1チの表及びヌの表並びに別表第2ヌの表の規定、指定職俸給表の適用を受ける事務官等の号俸に関する訓令別表の規定並びに特殊作戦隊員の範囲等に関する訓令第1条の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年3月31日省訓第28号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定 (俸給の特別調整額に関する訓令別表ルの改正規定中

「

地方隊直轄艦艇	艦長艇長	4種
---------	------	----

」を「

地方隊直轄艦	艦長
--------	----

」

3種

に改める部分に限る。) は、同月3日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日省訓第15号)

- 1 この訓令は、平成30年3月27日から施行する。

2 (略)

附 則 (平成30年3月30日省訓第26号)

- 1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

2 (略)

附 則 (令和4年3月31日陸上自衛隊訓令第16号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。